

三芳道収第 990 号

平成20年10月20日

国土交通省道路局長 様

三芳町長 鈴木 英 美



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日付、国道企第37号にて依頼のありました標記の件につきましては、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願いたします。

連絡先

担当 道路下水道課

電話 049-258-0019

e-mail dourogesui@town.saitama-miyoshi.lg.jp

スマート・インターチェンジ設置に伴う周辺道路環境の一体的整備について

国土交通省の政策として、S AやP A等を有効活用した「スマート・インターチェンジ」の社会実験が全国で展開され、多くの地域で、時間短縮や渋滞緩和、地域経済の活性化などの整備効果が現われているところと存じます。

当町の三芳スマート I Cにおいても、担当地方整備局ほか多くの関係者のご支援によって、平成18年10月1日恒久化が実現したところですが、お蔭様で、予想を上回る利用台数を示し、周辺自治体住民の利用もあってか、現在は一日平均3,000台を超えるほど定着してきました。全国34か所のスマート I Cのうち、ハーフ運用としては全国1位の利用台数となっているところですが、ハーフ運用のうえ、車種が普通車までに限定されていることから、かねてより地域住民や周辺事業所からは更なる利便性向上を望む声が増える一方、利用者の増加から周辺道路の安全対策や環境整備を望む声も出ております。

これらを受けて、町では、本格導入後のフォローアップとして、地方整備局・埼玉県・東日本高速道(株)の協力を得て、この I Cを更に快適に安全に利用できるよう、警察の助言を受けながら「フルインターチェンジ化」と「車種拡大」について検討するとともに、三芳スマート I C地区協議会において、これらの整備効果や周辺の安全対策等の必要性について確認をしてきました。

このようにスマート I Cの整備効果をさらに高めるためには、恒久化をもって事業終了とすることなく、恒久化後のフォローが国の道路政策においても重要と考えます。スマート I Cを契機に地域の特性を引き出し、生活や産業の活性化を促すには、道路環境の整備と安全対策なくして進展がありえないのが実情です。具体的には、I Cの機能拡張に伴って、周辺アクセス道路の付け替えや道路規格の変更、周辺交差点の改良、歩道整備をはじめ、安全性や環境・景観に配慮した I C周辺の一体的整備が不可欠となります。

言うまでもなく道路は、不特定多数の国民が利用するものです。特に I C整備は、関東など広域エリアをターゲットとする高速道路会社と連携して進めるものであり、市町村単独で推進することは適当とは言えません。また、スマート I C利用者の周辺自治体への拡大を見ても、周辺道路の整備は、国レベルの全面的な支援により広域的一体的な取り組みを展開することが効率的・効果的であると考えます。

以上のことから、スマート I C周辺の道路環境に対して、重点的な支援策をお願いするものであります。これにより当町スマート I Cでは、次のような効果が期待できます。

今後の道路行政についての意見・提案

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

埼玉県 三芳町

様式 ①

②

- (1) 都心へのアクセスが容易になり、通勤時の利便性が高まるとともに、レジャー時の観光バス利用の住民の利便性も高まること。
- (2) 都心住民の三富地域へのアクセスが容易になり、農産物等のブランドの価値が高まるとともに、町のイメージアップ戦略が展開できること。
- (3) 周辺事業所における物流等の業務の円滑化や従業員の通勤時間短縮により、地域経済の活性化が見込まれること。
- (4) ICが地域活力の起爆剤となって住民や企業の定住・定着化が促進され、元気なまちづくりが可能になること。
- (5) 周辺の渋滞緩和によるCO2削減効果や医療・災害等の緊急時活用ができること。

今後とも、広域的な道路網の整備はもとより、国と地方のパートナーシップにより、地域の特徴を活かした重点的かつ効果的な道路政策の展開を期待するものであります。

今後の道路行政についての意見・提案

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

埼玉県 三芳町

様式 ①

街路事業の採択基準をもう少し緩和していただき、人口集中地区外でも補助制度が使えるよう見直しをお願いしたい。

○現状

町内の道路は、耐用年数の経過又、近年大型車輛を含む交通量の増加により、簡易舗装の多い町内の道路は、舗装だけでなく道路構造物の破損が進んでいるため、騒音、振動等の苦情が多いのが現状である。

○課題

生活道路の拡幅、歩道等の整備又、道路構造等を新設改良する路線計画をするが、町の予算の制約により、整備が遅れている。

生活道路の拡幅、歩道等の整備又、道路構造物等を新設改良することにより、地域の活性化、安全・安心・快適な走行の確保ができ、騒音・振動等の発生が無くなることにより、環境の保全と良好な生活環境が寄与される。